

指定管理者制度の概要

1 制度の趣旨

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とします。

2 制度の概要

平成 15 年 9 月 2 日に施行された地方自治法の一部を改正する法律により、従前の「管理委託制度」に代わる制度として新たに「指定管理者制度」が導入され、公の施設の管理の委託に関する制度が大幅に改められました。この制度改正により、これまで公共団体や公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営について、株式会社等の民間事業者も行うことが可能となりました。

(1) 管理委託制度との比較

区 分	管理委託制度	指定管理者制度
委 託 対 象 者	・公共団体（土地改良区等）、公共的団体（農業協同組合、自治会等）及び市の出資法人（1/2 以上出資等）に限定	・法人その他の団体（法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は除く。）
委 託 方 法	・個々の設置・管理条例で委託先を明記し、その条例を根拠に委託契約を締結する。	・条例で定める指定管理者の指定の手續方法に基づき、委任先を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定（行政処分）する。
	・市と管理受託者との関係は、「委託」⇔「受託」という法律・条例に根拠を持つ公法上の契約関係となる。	・市と指定管理者との関係は、管理代行（委任）という形で、契約関係とは異なる概念で捉えられている。
管 理 権 限	・設置者たる市が保有	・施設の管理権限を指定管理者に保有させることができ、行政処分に該当する利用許可も行わせることができる。ただし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等について

		ては、指定管理者に行わせることはできない。
条例規定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の基本的事項 委託事務の内容、委託の相手方、経費の支払に関する事など 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の手續 申請の方法、選定の基準等 ・管理の基準 休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件等 ・業務の範囲 施設・設備の維持管理、使用許可などの具体的範囲
委託期間 (指定期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例で規定する委託先については、年度ごとの単年契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的や実情を勘案して市が適切な指定期間を定めることとなる（指定期間は3年～5年の予定、期間満了後の再指定は可）。
<p>【経過措置】 指定管理者制度の導入にあたり、改正前の地方自治法により管理委託していた施設については、平成18年9月1日（施行後3年以内、改正法は平成15年9月2日施行）まで委託のまま管理できる経過措置が置かれた。</p>		

(2) 補足事項

- ① 指定管理者制度においても、従前の管理委託制度の場合と同じように、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができます。
- ② 指定管理者には、毎年度終了後に市へ事業報告書を提出することが義務付けられています。
- ③ 市は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができるものとされ、指定管理者がその指示に従わない場合など、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

3 公の施設について

(1) 公の施設の定義

公の施設とは、地方自治法第244条第1項において、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、主に次の要件を満たすものをいいます。

- ① 住民の利用に供するためのもの
- ② 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ③ 地方公共団体が設けるもの
- ④ 施設であること

(2) 公の施設の設置状況（令和5年4月1日現在）

- 社会福祉施設（9施設）
 - 老人福祉施設（8）、祖父江ふれあいの郷
 - 児童福祉施設（134施設）
 - 保育園（18）、児童館（2）、児童センター（8）、児童遊園（48）、ちびっこ広場（8）、地区広場（42）、児童クラブ室（4）、ひまわり園（障害児施設）、子育て支援センター（3）
 - 衛生施設（21施設）
 - 保健センター（2）、環境センター（ごみ処理施設）、祖父江斎場、祖父江霊園、公衆便所（2）、平和浄化センター、農業集落排水施設（10）、コミュニティ・プラント施設、上水道、下水道
 - 体育施設（19施設）
 - 球技場（市民球場、福島野球場、須ヶ谷グラウンド、六輪グラウンド、六輪テニスコート、奥田公園テニスコート）、陸上競技場、市営プール（3）、体育館（3）、武道館、弓道場、東部体育センター、祖父江の森（温水プール、テニスコート、多目的運動場）
 - 教育関連施設（46施設）
 - 小中学校（32）、公民館（7）、美術館、図書館（3）、学校開放センター、適応支援教室（2）
 - 公園（66施設）
 - 都市公園（63）、歴史公園（3）
 - 会館（7施設）
 - 市民会館、総合文化センター※、勤労福祉会館、産業会館、平和らくらくプラザ、平和町農村環境改善センター、祖父江生涯学習センター
 - 診療施設（1施設）
 - 市民病院
 - その他（7施設）
 - 市営住宅（4）、稲沢駅東西自由通路、道路、河川
- ※ 総合文化センターは、令和5年5月7日をもって廃止。

計 3 1 0 施設

4 制度の導入状況（令和5年4月1日現在）

公の施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
祖父江ふれあいの郷	コニックス株式会社	5年 (平成31年4月1日 ～令和6年3月31日)
老人福祉センターさくら館	社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会	
千代田老人福祉センターしいのき館		
明治老人福祉センターけやき館		
産業会館	稲沢商工会議所	
祖父江斎場	名古屋特殊自動車・ 邦英商興グループ	
市民球場	三幸株式会社	
福島野球場		
陸上競技場		
奥田公園テニスコート		
東部体育センター		
武道館		
弓道場		
祖父江の森 (温水プール、テニスコート、 多目的運動場)	株式会社愛知スイミ ング	
勤労福祉会館	一般財団法人 稲沢市文化振興財団	
総合体育館		
市民会館	一般財団法人 稲沢市文化振興財団	
祖父江町体育館	特定非営利活動法人 祖父江地区体育振興 会連絡協議会	
祖父江老人福祉センターいちょう館		
平和町体育館	特定非営利活動法人 平和地区体育振興会	
球技場 (須ヶ谷グラウンド、六輪グラウンド、 六輪テニスコート)		
ひまわり園（障害児施設）	社会福祉法人 稲沢市社会福祉協議会	2年 (令和5年4月1日 ～令和7年3月31日)

平和町農村環境改善センター	コニックス株式会社	5年 (令和3年4月1日 ～令和8年3月31日)
平和らくらくプラザ	日本水泳振興会・ 三菱電機ライフサー ビスグループ	3年 (令和5年4月1日 ～令和8年3月31日)
平和浄化センター	株式会社清流メンテ ナンス	3年 (令和5年4月1日 ～令和8年3月31日)
計14組29施設		